

報告第5号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成29年5月30日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- 1 件名及び契約名 平成28年第1回杉並区議会定例会において議案第23号により議決を得た「仮称下高井戸公園第一期整備工事その2」
- 2 金額の変更 議決を得た契約金額 金502,200,000円
変更後の契約金額 金512,097,120円
契約金額の増額 金9,897,120円
- 3 変更理由 パークステーションI周辺地の排水経路の追加、既設キュービクル嵩上げと再設置等を行ったほか、現場精査の結果、施工数量等の増減が生じたため。
- 4 専決処分年月日 平成29年3月24日